

# 地下の正倉院展

## 【荷札木簡をひもとく】

### 第I期展示木簡

第 期 一〇月三日(土) 一〇月二十八日(日)

第 期 一〇月三〇日(火) 十一月一日(日)

第 期 十一月三日(火) 十一月五日(日)

\* 木簡は三期に分けて展示します。

本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。展示番号の上部に記した は国宝を示します。

## 荷札のふるさと

### 1 大和国からの荷札

(二二)次南、S D 3 1 5 4 出土。『平城宮木簡二』二七七〇号。

以下、宮二二七七〇のように略す)

〔陀カ〕

(表)大和国□□郡調□□□□

(裏)天平寶字四年

長さ一一〇mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三三型式

大和国某郡から調として届けられた税物の荷札。郡名は、奈良時代後半の天平宝字四年(七六〇)という年代を考えると、従来知られている郡名の中から選ばざるを得ないが、素直な一般的な表記としては判読しがたい。まず一文字目は「平群」の「平」のようにも見える。しかし、二文字目の右へ大きく撥ねる字形を「群」と判読するのは困難である。一方、二文字目の字形に該当する文字としては、「宇陀」の「陀」(一の字体は随)が思い浮かぶ。その場合、偏「卩」と旁「阝」を左右に並べるのではなく、「阝」の左肩に「卩」を小さく添える字形と捉えなければならぬ。以上を前提とすると、郡名一文字目は「宇」の可能性が想定で

きる。しかし、残画では明瞭なウ冠を認めるのは困難である。ウ冠部分が消えてしまったとみるか、初めから冠のない「于」と表記したか、いずれかと考えるしかない。いずれにしても、ごく異例の表記といえよう。このように、宇陀郡からの荷札の可能性が高いものの、郡名部分を断定するのは難しい。畿内諸国(大和・山背・摂津・河内・和泉)の租税は、庸を免除される以外は諸国と同じで、当然租や調も納めていたので、平城宮に届けられた調の荷札が見つかっておかしくない。しかし、畿内諸国の荷札は出土事例が少なく、しかもその多くは、長屋王のもとに届けられた大和国・山背国の米の荷札で占められる。これは長屋王の封戸の租との関係が考えられる。

畿内の荷札が少ないのは、畿内諸国が畿外諸国とは異なる特別扱いされた部分があったことに原因がある。つまり、庸が課されないことに加え、調の品目が布に限定されていた。しかもその数量は半分で、調副物も課されなかった。布などの繊維製品には荷札を付けず、荷札に記す貢進情報を、端に直接に記入するのである(実は、繊維製品に直接記入する賦役令に規定された方法を、製品に直接書けないため木簡に応用したのが荷札のありかたである)。その後、銭による調の納入が奨励され、京・畿内の調は銭で納めるのが主体となっていったよつなので(『延喜主計寮式』など)、銭ならば荷札が付けられていた可能性が高い。1も大きさや形状からみて銭の荷札の可能性を考えたいところだ

が、文字の残りが悪く充分に判読できないのが残念である。

荷札木簡は、長屋王家木簡と二条大路木簡の出現によって、奈良時代前半の様相は明瞭になってきたが、奈良時代後半の荷札はまだ類例が少なく、しかもその限られた事例を見る限り、二条大路木簡に見られるような整った形態・書式・表記がそのまま受け継がれていくわけではなさそうである。奈良時代後半の荷札木簡のあり方は、今後の大事な検討課題の一つであろう。

なお、奈良時代のヤマトの表記は、大倭 大養徳(七三七年 天平九 一二月から) 大倭(七四七年 天平一九 三月から) という変遷をたどり、七五八年(天平宝字二)頃までに「大和」の表記が使われるようになる。

#### 4 遠江国からの雑魚腊の荷札

(三二次補、SD4100出土。宮五 七八九)

(表)遠江国進上雑魚腊

(裏) 三斤

長さ九一mm・幅一七mm・厚さ二mm ○三二型式

遠江国(現在の静岡県西部)から進上された雑魚の腊(干物)の荷札。国が進上する書式をとっていることから、贄として納められたものか。『延喜主計寮式』によれば、遠江国は中男作物として「与理等」(サヨリ)の腊を貢納することになっており、「雑魚」(いろいろな魚)の中には、サヨリが含まれていたかもしれない。裏面は、表面とは別筆の可能性もある。「三斤」は約二kg。

なお、同じ調査では、同内容だが数量を含めて片面に収め、形状の異なる(〇一型式)ほぼ同じ大きさの荷札が見つかっている(宮五 七八九八)。また、遠江国の海産物の荷札には、他に「堅魚」(宮一 三五八・三五九)、「煮塩年魚」(奈良市教育委員会『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』一九八四年 一一号)がある。

#### 7 下総国からの贄のワカメの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 四〇〇)

下総国海上郡酢水浦若海藻 御贄 太伍斤 中

長さ二〇二mm・幅五五mm・厚さ六mm ○三二型式

下総国海上郡(今の千葉県銚子市・旭市)から「御贄」(贄は天皇の食材)として届けられた「若海藻」の荷札。本来「海藻」だけで今日のワカメをさすので、「若海藻」はワカメの新芽を意味する。「酢水浦」(現地は未詳)という産地名入りの特産品で、いわばブランドもののワカメの貢進である。「太伍斤」は重さを示し、太(大)斤五斤は小斤一五斤にあたる。今の約三・四kg。「中」は品質か。「御贄」の上に一字空けているのは闕字と呼び、貴人への尊敬を表現したもの。下端にのみ切り込みをもつ形状の木簡は比較的珍しい。

#### 10 武蔵国からの贄のフナの荷札

(一三次、SK820出土。宮一 四〇五)

武蔵国男衾郡川面郷大贄一斗 鮒背割 天平十八年十一月

長さ一六一mm・幅三三mm・厚さ五mm ○三二型式

武蔵国男衾郡川面郷(今の埼玉県比企郡小川町付近)から贄として送られてきた鮒背割の荷札。贄の荷札は国名のみあるいは郡名までの記載が一般的で、郷(サト)名まで明記する事例は珍しい。「一斗」は今の四升五合、約八・一l。重さではなく、容積で計量している。天平十八年は七四六年。

フナはこの他、醬鮒、鮓鮒、味塩鮒などにも加工され、釈奠(孔子などを祀る儒教の儀式)の犠牲獣の代用(九世紀末以降)や、放生(捕らえた魚や鳥を放して供養する仏教行事)に用いられ

ることもあった。

「鮒背割」は、背開きの鮒の干物か。フナの干物は、秋から冬までの方が作りやすく、長期間の保存が可能とされる。一〇cm程度のフナを用意し、気絶させたのち、尾びれから刃物を入れ背びれにそって切り開き、頭を割り、エラと内臓を取り除いて塩水で洗う。風通しのよい所に干すと、五、六日で乾くという。

### 15 佐渡国からのワカメの荷札

(二〇〇次、SD5100出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』  
二二、三五頁上段。以下、城二二 三五頁上のように略す)

#### 雑太郡猪前若海藻

長さ一〇九mm・幅二〇mm・厚さ六mm 〇一型式

雑太郡(今の新潟県佐渡市。佐渡島の中央部)は佐渡国を構成する郡の一つ。7の下総国海上郡酢水浦の若海藻と同様に、産地を明記したブランドもののワカメの事例の一つ。国名を書かずに地名「猪前」を書くのもそうした意識の現われだろう。

「前」は「さき」(埼=崎)で、ブランドワカメには、常陸国那賀郡酒烈埼(茨城県ひたちなか市の酒列磯前神社付近)、因幡国気多郡水前(鳥取市青谷町の夏泊海岸付近)、伯耆国河村郡屈賀前(鳥取県東伯郡湯梨浜町泊付近)。(64にみえる)などの類例がある。

### 16 但馬国からの赤米の荷札

(二二次南、SK3265出土。宮二 二七一五)

但馬国養父郡老左郷赤米五斗 村長語部廣麻呂  
天平勝寶七歳五月

長さ二七七mm・幅二六mm・厚さ六mm 〇三型式

但馬国養父郡老左郷(今の兵庫県養父市八鹿町付近)から送られた赤米の荷札。納めたのは語部廣麻呂、天平勝寶七歳は七五年。「歳」は「年」と同義。唐(中国)で一昨「年」の代わりに「載」の字を使っていたことになり、七五五年正月から七五七年八月までの約二年半のみ「歳」が用いられた。

赤米は赤みがかった米で、悪条件に強く、野性的な品種とされる。米の荷札が平城宮内の各所からまんべんなく出土する傾向があるのに対し、赤米の荷札は出土地に偏りが見られる。おそらくは酒造との関係が深い。赤く着色した酒の醸造を考えるむきもあるが、文献上に古代の赤酒は見当たらない。糯米系の特徴をもつ品種も存在することなどから考えて、安定した発酵・醸造の目的で利用された可能性を想定したい。

### 20 安芸国からの白米の荷札

(三三七次、SB18500出土。宮七 一一五二九)

#### 安芸国賀茂郡白米五斗

長さ一七〇mm・幅二九mm・厚さ七mm 〇三型式

安芸国賀茂郡(今の広島県東広島市付近)から送られた白米の荷札。「白米」は単に「米」と記すことも多く、搗製した米を指す。穀(物の状態)一石から五斗の米が得られる。この木簡の米は、正税として収取された米を舂いたものである。米は「重荷」であり、輸送の便を考慮して、海に面した近隣の国々から都に送られた。

「芸国」の左に書かれている文字は釈読できていない。なんらかの記号のようにも見える。なお、安芸国賀茂郡は現在も著名な酒の産地であり、古代にも米どころだったのだろうか。

## 22 淡路国からの調の塩の荷札

(一九七次、SD5100出土。城二一三八頁下)

(表) 淡路国津名郡阿餅郷人夫

(裏) 戸主物部文屋戸口同姓文調三斗

長さ二三〇mm・幅三四mm・厚さ六mm ○三三型式

淡路国津名郡阿餅郷(今の兵庫県洲本市付近)から送られてきた荷札。裏に調三斗と書かれており、他の淡路国からの荷札に「調塩三斗」の例があることから、これも塩の荷札と考えられる。三斗は今の一斗三升五合、約二四ℓ。

正倉院文書には「淡路片塩」との記述がみえる(『大日本古文書(編年)』十六卷九〇・一一〇頁)。塩の産地として、正倉院文書中に他に記された地名はない。片塩は固形塩産地としての、古代社会での淡路国の地位を物語っているといえよう。

淡路国は『万葉集』巻六、九三三番の山部赤人の歌に、「御食つ国 日の御調と 淡路の…」とあり、さらにアワビを奉ったとあるので、御食国であったことがわかるが、海産物を貢進した淡路国の木簡は知られていない。

## 24 阿波国からの小麦の荷札

(一九五次、SE5140出土。京一 一二六)

(表) 阿波国阿波郡小麦

(裏) 寶龜七年

長さ二二五mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三三型式

## 28

### 日向国からの牛皮の荷札

(四四次、SD5785出土。城六 六頁下)

日向国牛 

長さ一九一mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三三型式

日向国(今の宮崎県)から送られた牛皮の荷札。西海道諸国(九州)の貢進物は、大宰府に集められた後、必要に応じて大宰府から都に送られるのが通例であり、この木簡のように国から直接都に送られた物品、およびそれに付けられた荷札は珍しい。また、「牛皮」という品目も注目される。

これらについては今泉隆雄氏が論じており(「平城宮跡出土の日向国の牛皮荷札」『古代木簡の研究』)、それによればこの牛皮は「交易雑物」として日向国から大宰府に送られ、大宰府の朝集屋によって都にもたらされた。これは隼人による朝貢の伝統をひく。用途は、宮城四隅疫神祭の幣帛と考えられる。

# 荷札のカタチ

## 31 備中国からの鍬の荷札

(一三次、SK820出土。宮一 三二二)

(表) 大井鍬十口

(裏) 九月一日

長さ一五三mm・幅二九mm・厚さ九mm ○三二型式

十本の鍬くわに付けられた荷札。「口」は個数や人数を数えるのに広く用いられた単位である。「大井」は備中国賀夜郡大井郷のここと(今の岡山市北西部の足守川上流域)。吉備地方は鉄の産地として有名で、この木簡が出土したSK820からは、吉備三国(備前・備中・備後。今の岡山県から広島県東部にかけての地域)から調として納められた鍬の荷札が他にも数点出土している(宮一 三二四・三二七など)。したがって、31には明記されないが、調としての貢進の可能性が高い。ただし、他の調鍬荷札が基本的に《国名+郡名+郷名+調鍬十口+年紀》という書式を有し、長さも二五cm前後であるのに対し、31は記載がきわめて簡略で、長さも一五cm程度しかない。文字も他と比べて大味な書きぶりであり、全体的に異色な印象をぬぐえない。他の鍬荷札が「十月」と記すのに対し、31のみは日付が「九月一日」となっており、あるいは何らかの理由で急遽鍬が必要となり、慌てて発送したことによるのだろうか。

一般に、調の荷札は貢進者の個人名を記すことを基本とするが、調鍬荷札には貢進者名が記されない。これは、鍬の一人あたりの貢進量が三口であった(賦役令調絹絶条)のに対し、発送する際には十口単位にまとめ直されたからであろう。わざわざ十口ずつにまとめ直されたのは、鍬が役人の位階に応じて年二回(二月と八月)支給される季禄(ボーナス)などに充てられ、その一人あたりの支給量が五口または十口刻みであったためと考えられる。

## 34 ブドウの実の荷札

(表) 山直郷小蒲萄子二斗五升

(裏)

長さ一八九mm・幅二六mm・厚さ三mm ○三二型式

ブドウの実の荷札。冒頭の郷名は、これまで山上郷と読んでいたが、科学的保存処理後の再読により、山直郷と改めた。山直郷は、大和国葛下郡山直郷(今の奈良県香芝市穴虫付近か)・和泉国和泉郡山直郷(今の大阪府岸和田市東部)・近江国甲賀郡山直郷(今の滋賀県甲賀市の旧水口町・甲南町付近か)の三つがあるが、それ以上は絞り込めない。

「子」は実の意味。「小蒲萄」は、あるいはヤマブドウのような粒の小さい野生種を指すのであろうか。ブドウは現在では「葡萄」と書くのが一般的だが、古代では「蒲萄」と表記されることが多かった。衣類の染料として使用されている例が圧倒的に多いが、34は食品に付された付札であろう。奈良時代にもブドウが食されていたことを示す貴重な事例であるとともに、類例の少なさは、やはり現在ほどは流通していない高級食材であったことを示す。

34は上端のみに切り込みがあり、裏面には切り込みにくくり付けた紐の跡がくつきりと残る。表面は、二文字目「直」の上を紐

つまり、支給しやすさを考えた梱包だったわけである。

31は、上下両端に切り込みがある。上端の切り込みには紐が巻かれたまま残っており、切り込みが荷物に括りつけるための加工であったことを明瞭に物語っている。ときには紐をかけていた跡が白く残る荷札も見つかる。通常、荷札は紐を外して廃棄されたと思われる、31のように紐とともに出土するものはきわめて珍しい。下端の切り込みには現状で紐はなく、紐をかけていた痕跡も見られない。

が横切っていたはずだが、現状ではとくに痕跡は見られない。痕跡がないからといって、紐がかかっていたとは断定できない。なお34は、上端を山形に整形する。他の荷札にもしばしば見られる加工だが、その形状と機能との関わりは明らかでない。

### 39 周防国からの調の塩の荷札2

(一九三次E、SD4750出土。京二二二八五)

(表) 周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

(裏) 〇三斗

長さ二二mm・幅四四mm・厚さ六mm 〇三三型式

周防国大嶋郡務理里(今の山口県周防大島町の旧久賀町域など)から調として送られた塩の荷札。長屋王家木簡の一つ。長屋王家木簡には若狭国(今の福井県西部)の塩は少なく、周防国の塩が圧倒的に多い。また、同じ周防国でも大嶋郡屋代里からの木簡が最も多く、同郡務理里からのものがそれに次ぐ。これは、平城宮跡内裏北外郭官衙の土坑SK820出土木簡では大嶋郡美敢郷からのものが多い状況と対照的である。屋代里には長屋王の封戸(その戸の納める租の半分と、庸・調を支給する給与の一種)など何らかの長屋王家の経済基盤が存在していた可能性が考えられる。

39は上端に切り込みを入れ下端を尖らせており、〇三三型式に分類される。ただし、通常の周防国大嶋郡調塩荷札(例えば 期展示32)の約二倍の幅をもち、上部の切り込みのすぐ下から下端に向けての左右の削り出しが始まる、やや異形の木簡である。右側の切り込みの内側には穿孔があるが、二次的に穿たれたものか。ちようど紐がかかる部分にあたり、荷札としての利用法との関連では説明しがたい。なお、裏面の「斗」は、豆偏に「斤」を書く異体字である。

### 40 伊勢国からの庸米の荷札

(三三二次補、SD4100出土。宮四 四六五六)

伊勢国度会郡継椅郷庸米四斗

長さ二〇五mm・幅一九mm・厚さ三mm 〇五一型式

伊勢国度会郡継椅郷(「和名類聚抄」では継橋郷、今の三重県伊勢市の一部)から庸として納められた米の荷札。度会郡は伊勢神宮の神郡で、そこから貢納される租税は伊勢神宮の祭祀の用度や社殿の修理などに供された。もし調庸に余分があれば、神祇官に納め置くことになっていったとい(「令集解」神祇令神戸条古記)、平城宮跡で出土した40は、神祇官関係の遺物として神祇官の所在を考える有力な根拠となった。

庸米は、六斗または五斗八升にまとめられることが多く(その理由については73参照)、40のような四斗の例は珍しい。これは度会郡が伊勢神宮の神郡で、神宮のための費用に供された余分を京進した故であろう。なお、古代の四斗は今の一斗八升、約二七kgほどにあたる。

完形のようなだが、よく見ると下端がわずかに欠損しており、本来は尖らせられていたものと思われる。下端を尖らせる加工は米の荷札によく見られる。ただ、尖らせるために斜めに刃を入れ始める箇所が左右で大きく異なり、現状ではほとんど左辺からのみカットしているように見える。

### 43 伊賀国からの俵の荷札

(二二三次北、SD3035出土。宮二二二七九)

(表) 伊賀国伊賀郡長田郷

(裏) 新木里石部道 〔師カ〕 俵

長さ一四七mm・幅一六mm・厚さ七mm 〇一一型式

## 荷札の大きさ

### 46 伊豆国からの調のカツオの荷札

伊賀国伊賀郡長田郷新木里（今の三重県伊賀市長田付近か）から納められた俵の荷札。単に「俵」としか書かれていないが、米俵である。右辺の下から三分の一ほどを欠くが、元来は長方形を呈していたものと推定できる。長方形の荷札には、米の荷札が多い。

米の荷札については、単一の荷物に二枚セットで添付される場合があった可能性が指摘されている。セットの一方は、梱包

された荷物の外側に付けられる（＝外札）のに対し、他方は荷物とともに内側に梱包され（＝中札）開梱後に内容物のデータを確認できるようにするためのものである。

43のように、切り込みを入れたり下端を尖らせたりといった加工を施していない長方形の荷札は、あるいは中札として使用されたものかもしれない。

（表）伊豆国賀茂郡築間郷蒲沼里戸主矢田部吉備調荒堅魚十一斤十両  
（裏）

### 八連七節

伊豆国賀茂郡築間郷蒲沼里（今の静岡県南伊豆町湊付近か）から調として貢進した「荒堅魚」の荷札。荒堅魚の荷札は、総じて三〇cm以上と長い。天平七年は七三五年。

荒堅魚はカツオの加工品。古代のカツオ関連の荷札・付札には他に「堅魚」「煮堅魚」「生堅魚」などが見えるが、それぞれどのような食品であったかについては諸説ある。一般に、「堅魚」と「荒（籠）堅魚」は同じものと解されており、今日の鯉節の原型と説かれることが多いが、茹でたり燻製にしたりといった工程を伴わない干物の類とみる説もある。その場合は、カツオ

（一九三次B、SD5100出土。城三二 二七頁上）

天平七年十月

長さ三八八mm・幅三〇mm・厚さ四mm ○三三型式

の大きさからして一尾まるごとではなく、楚割（魚肉を細く割いて干したもの）などに近い状態であったろう。

十一斤十両は、約七・八kg。カツオの貢進量は重さで規定されているため、数量は荷ごとに自ずと異なってくる。裏面の「八連七節」は、その数量の注記で、一連は十節である。

荒堅魚の調製は、漁獲から加工まで個人作業ではなく、共同作業である。したがって、46に記された貢進者も、あくまでも帳簿上の貢進者であり、本来は浦々の共同作業によって生み出された産品が貢進されたものである。

(一九三次B、SD5100出土。城二二二頁上)

(表) 駿河国益頭郡煎一升

(裏)

長さ一〇一mm・幅一六mm・厚さ二mm ○三三型式

駿河国益頭郡(今の静岡県焼津市付近)からの荷札。一方の端部付近に切り込みを有し、他端を尖らせる○三三型式に分類されているが、下端の尖りの角度は緩く、また切り込みを持つ上端もほぼ同じ角度の山形に成形されるなど、典型的な○三三型式の荷札とはやや異なる形状と言える。

品目は「煎」としか記されないが、駿河国はカツオの産地として名高く、特に二条大路木簡を中心に、駿河国からの「堅魚」「荒堅魚」「煮堅魚」「堅魚煎」の荷札が数多く見つかっている。49も、「堅魚煎」「堅魚煎汁」とも)の荷札とみてよいであろう。「堅魚煎汁」は賦役令調絹繩条にも調雑物の一種としてみえ、正丁一人あたりの貢納量は四升(今の約一升八合、三・二ℓほど)と規定されている。『令義解』同条は「熟煮汁曰煎也」と記し、『令集解』同条令釈に「醬類也」とあることから、カツオの煮汁を煮詰めて作った調味料の類と考えられる。

49には税目も記されないが、(1)延喜主計寮式上駿河国条では「煮堅魚」と「堅魚」が調の品目に含まれるのに対し、「堅魚煎汁」は中男作物の品目として規定されていること、(2)現在見つかっている駿河国からの「堅魚煎」の荷札のうち、税目が記載されるものは全て中男作物であること、(3)49には国郡名のみが記され、貢納者の個人名が記載されないことなどから、中男作物としての貢進とみられる。中男作物については、70を参照。

## 荷札の樹種

### 52 美濃国からの麦門冬の荷札

(一七七次、第一次大極殿院西辺整地土出土。宮七 一二六三六)

#### 美濃国麦門冬五升

長さ一四二mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三九型式

美濃国(今の岐阜県南部)から納められた「麦門冬」の荷札。貢納量は「五升」(今の約二升二合五分、四ℓほど)と記されるが、下端は欠損しているため、元来はこの下に合以下の単位の記載が存した可能性も皆無ではない。材はヒノキ属で、ヒノキまたはサワラとみられる。ヒノキを材とする木簡は、平城宮・京跡出土木簡の過半を占める。

麦門冬はクサスギカズラ科の常緑多年草であるジャノヒゲに比定され、特にその根の塊状の部分を指すとされる。この根塊を乾したものが漢方薬の原料となる。現在でも、麦門冬を主原料とし去痰・鎮咳などに効能があるとされる漢方方剤「麦門冬湯」、あるいはそれを配合した薬などが市販されている。ただし、現在と古代の麦門冬が同じ植物を指すかは必ずしも明らかではなく、期待される効能も、現代のものがそのまま古代に当てはまるとは限らない。

『延喜典薬寮式』には、美濃国は年料雑薬として麦門冬二斗七升を納めることが規定されている(美濃年料雑薬条。なお、本条を含む典薬寮式の諸国年料雑薬関係規定は医疾令採薬師条を淵源とする)。「延喜式」では他に、内蔵寮式諸国年料条に「麦門冬煎」、民部省式下年料別貢雑物条に「麦門冬」などとみえる。木簡では、52の他に「麦門冬三合」と記された○三三型式の付札が藤原宮跡で出土している(奈良県『藤原宮』六五号、奈良県教育委員会『藤原宮』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊)。



55 尾張国からの庸米の荷札

(九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七 一一三〇一)

(表)尾治国海部郡嶋里人

(裏)海連赤麻呂米六斗

長さ一八四mm・幅二mm・厚さ三mm ○五一型式

尾張国から納められた米の荷札。六斗を単位とする米の貢進は庸としてのもので、明記はないが庸米の荷札とみられる。裏面の「米」は、「六」と書きかけ、その上から重ね書きして「米」に修正している。当時の六斗は今の約二斗七升、四〇kgほどにあたる。米の荷札には、55のように下端を尖らせる特徴的な形をとるものが多い。「尾治国海部郡嶋里」は、『和名類聚抄』の尾張国海部郡志摩郷(海部郡は今の愛知県津島市周辺。志摩郷の位置は諸説ある)にあたる。

55の材はスギ。スギ材の木簡は、ヒノキに次いで多いとされる。また、55は尾張国からのものだが、特に日本海側の諸国から送られた荷札には、スギを材とするものが多いことが指摘されている。現地の植生を反映している可能性もある。

古代の地名表記は、和銅六年(七一三)に良い意味の漢字二文字に統一するよう命じられた(『続日本紀』同年五月甲子二日条)が、それ以前はかなりヴァリエーションに富む用字が行われていた。「尾治」は尾張国の古い表記としてよく見られるものである。また「海部郡」は、はじめ「海郡」と書き、その後「郡」の上部に重複して「部」(字形は「マ」)を後補したように見える。裏面の「海連赤麻呂」を参照すれば、「部」を書き落とした訳ではなく、当初は「海」一文字で「あま」と読ませる意図だったのだろう。里(郷)名の「嶋」(志摩)とあわせて、これらが二文字表記に統一され、定着してゆくのである。

58 筑前国からの調の綿の荷札

(一三次、SK820出土。宮一 二八三)

(表)筑前国怡土郡調綿壹伯屯 四両  
 (裏) 養老七年

室山

長さ三三五mm・幅五五mm・厚さ六mm ○三二型式

調として納められた綿の荷札。貢進元は筑前国怡土郡(今の福岡県糸島市南西部)。奈良時代の日本にはまだ木綿がなく、「綿」と言えば蚕の繭から作られる真綿を指す。「屯」は梱包の単位で、「四両」は一屯が大四両(小一二両)であることを示す註記。大四両は約一六八gに相当し、一〇〇屯は約一六・八kg。養老七年は七二三年。裏面の「室山」は、収納責任者の名前であろう。

58は内裏北外郭のゴミ穴SK820から見つかった木簡で、同遺構出土木簡には似たような綿の荷札が多数含まれる。いずれも大宰府管轄の西海道(九州)地域からの貢進で、多くは記載内容や書式を同じくし、材に広葉樹を用いるという共通点がある。西海道は調・庸は大宰府で集積・運用され、平城京までは搬送しない原則であったが、綿など一部の特産品は一定量が都まで貢進された。そのため、SK820出土の綿荷札は大宰府で一括して作製・装着されたものと思われる。共通点が多いのもそのためである。

材に広葉樹が選ばれた理由ははっきりしないが、土中では傷みやすい広葉樹も元来は針葉樹より木質が堅く、楷書体の文字を記すのに向いているとの指摘がある。西海道調綿荷札には丁寧な楷書の文字を記すものが多く、特に広葉樹を用いたのも、あるいはこのあたりに理由があるのかもしれない。

## 荷札にみえる税制

### 61 摂津国からの贄のアジの荷札

(一九三次E、SD4750出土。城二二 二九頁下)

住吉郡交易進贄塩染阿遅二百廿口之中 大阿遅廿口 小阿遅二百口

長さ二一九mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三二型式

摂津国住吉郡(今の大阪市住吉区付近)より贄として進上された「塩染阿遅」(塩漬けのアジ)の荷札。贄は、主に天皇の食膳に供する食材をいい、海産物を中心とする。この木簡は、長屋王家木簡の一つであり、この場合の贄の貢納先は長屋王であろう。末尾の割書記載から、合計二二〇尾のアジのうち「大阿遅」が二〇尾、「小阿遅」が二〇〇尾であったことがわかる。アジをサイズで区別しているのは面白いが、数量からしても、やはり大きな方が高級品だったのだろう。

アジの表記に注目すると、この木簡では三カ所すべてで万葉仮名「阿遅」が使われている。一方で「鰺」と記される木簡もあり(城三二 一〇頁上ほか)、「鰺」という漢字が知られていなかった訳ではない。漢字で日本語を書き表すための工夫の一端がうかがえる。ちなみに、この木簡を頭から読み下すと「住吉郡が交易して進る贄の「塩染阿遅」二百廿口の中、「大阿遅」が廿口、「小阿遅」が二百口」となり、日本語の語順のままに漢字が並べられていることがわかる。

### 64 伯耆国からの贄のワカメの荷札

(一九七次、SD5100出土。城二二 三五頁上)

伯耆国進上屈賀若海藻御贄

長さ一三四mm・幅二〇mm・厚さ七mm ○三二型式

伯耆国(今の鳥取県西部)から贄として進上された「若海藻」(ワカメの新芽)の荷札。

屈賀は、今の鳥取県湯梨浜町泊付近と考えられる。この辺りは、砂浜が卓越する海岸線に岬と岩場が突出する地形で、伝統的な好漁場である。なお、東に隣接する夏泊では、現在も海女が漁をしており、主な漁獲品にワカメも含まれる。64の他に、「屈賀前若海藻」と記す木簡もあり(城二二 三五頁上)、屈賀の海がワカメの名産地であったことを示している(ブランド物のワカメについては、7・15なども参照)。

### 67 志摩国からの調のワカメの荷札

(三九次、SD4951出土。宮三 二八九三)

志摩国志摩郡和具郷御調海藻六斤四月十日

長さ二六六mm・幅五五mm・厚さ四mm ○三三型式

志摩国志摩郡和具郷(今の三重県志摩町和具付近、もしくは鳥羽市答志町字和具付近)から調として送られた海藻(ワカメ)の荷札。六斤は約四kg。調は、日本古来の貢納制であるツキに、中国の調の制度をあわせて成立したといわれる。絹や布を中心とするが、海産物を含む雑多な品目が納められた。

志摩国の調の木簡は、税目を「御調」と記すことが多く(六例中五例が御調)、また貢進月が調の貢進月九月十一月からはずれる四月六月のものが多い点などから、志摩国の御調は贄的な性格のものと考えられている(東野治之「志摩国の御調と調制の成立」『日本古代木簡の研究』)。ちなみにこの木簡のワカメも四月に貢進された新物である。

志摩国は養老三年(七一九)四月に塔志郡を分け、佐芸郡が置かれた(『続日本紀』同月丙戌条)。志摩国所管の郡として最初に知られるのは志摩郡で、『藤原宮木簡三』一一五三号、木簡の表

## 上野国からの中男作物の荷札

記は「嶋郡」、和銅五年（七二二）四月二十日の年紀をもつ木簡に「志摩国志摩郡手節（答志）里」（城六 八頁下）、和銅六年六月四日の年紀をもつ木簡に「志摩国志摩郡目加里」とあり（城一二 九頁上）、養老二年四月三日の年紀をもつ木簡に「志摩国志摩郡伊雑郷」（宮二 二二四八）とある。年紀をもたない二点も里表記であるため（城一二 八頁上、城二五 一八頁下）、靈龜三年（七一一）以前とみられる（靈龜三年以前は国郡里の三段階表記、以後天平十二年 七四〇 頃まで国郡郷里で表記する）。養老三年四月以前に志摩郡以外の郡は知られず、志摩国は志摩郡一郡のみで構成されていた。これに対し、志摩国英虞

郡が、天平八年（七三六）六月の年紀をもつ木簡に見える（城二二 一九頁下）。佐芸郡はその後史料にみえず、『延喜式』や『和名類聚抄』には答志郡・英虞郡がみえるのみである。以上の史料からみて、志摩国はもと志摩郡一郡であったが、養老二年四月から養老三年四月までの間に塔志郡に改称し、分郡して佐芸郡と二郡になり、天平八年までの間に佐芸郡が英虞郡に改称し、答志・英虞の二郡となった、とみられる。67は年紀をもたないが、国郡郷表記であることも合わせると、靈龜三年以後、養老三年四月以前のものと推測されるが、郷里制下のコザト名を記さない点で珍しい。

（二次南、SD3154出土。宮二 二七八一）

## 上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雑

上野国緑野郡小野郷（今の群馬県藤岡市の一部か）から鹿の腊の代わりに納められた物品に付けられた荷札。下部が折れており、具体的な物品名はわからない。

中男作物は、養老元年（七一一）十一月に成立した税目。この年、正丁の調副物（調の付加税）と中男の調をやめ、その代わりに中央官庁が必要とする物品の量を主計寮が毎年概算して諸国に貢納させることとし、諸国は、中男の労働により物品を調達させ、中男が不足する場合は、丁男の雑徭により補った（『続日本紀』同月戊午条）。賦役令の調副物と主計寮式の中男作物の品目は一致するものも多く、さらに贅の系譜を引く調雑物も含まれている。中男作物の実例として正倉院宝物に芥子（からし）を包んだ布袋がある。ほかに、「正丁作物」と記した木簡も平城宮

長さ二三二mm・幅二八mm・厚さ五mm ○三九型式

跡から出土しており、中男不足の際にこの規定が運用されていたことがうかがわれる（城一六 六頁上）。

『延喜式』によると、上野国が輸す中男作物に鹿腊はみえない。「雑…」と続く物品には、雑魚楚割、雑魚腊、雑魚鮓などがみえる（主計寮式上）。中男作物の荷札には、地名までで貢納者名を記さないものが多いが、70は物部鳥麻呂の戸が貢納主体となっている。物部鳥麻呂はほかにみえない。70のように、代わりの物品を納めた例として、正倉院調庸綾布墨書に「伊豆国那賀郡那珂郷戸主生部直安万呂委文部益人調堅魚代商布吉段」と記したものがあ（松島順正『正倉院宝物銘文集』調庸関係銘文八六号、吉川弘文館、一九七八年）。

### 73 近江国からの庸米の荷札

(二〇四次、SD5300出土。京三 四九〇五)

(表) 近江国坂田郡上坂郷

(裏) 戸酒人公人諸土戸六斗

長さ一四三mm・幅二二mm・厚さ三mm ○三三型式

近江国坂田郡上坂郷(今の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近)からの庸米の荷札。物品名は記されないが、「六斗」の数量記載から庸米とわかる。六斗は今の二斗七升で、米四〇・二kgほどにあたる。

庸は古代の税目の一種で、十日間の労働の代わりに布を納めるものだが、実際には米で代納されることが多く、主として地方から上京し仕丁(男性)や采女(女性)などとして働く人びとの食料に充てられた。米の支給量は一人一日二升が基準で、古代の一カ月は三〇日もしくは二九日であったから、庸米は六斗(二升×三〇日)または五斗八升(二升×二九日)にまとめられることが多い。『延喜式』では庸米を輸京する国が二カ国あり、近江国もその一つ(主計寮式上)。

73は、二条大路木簡と呼ばれる木簡群の一つ。この木簡が出土した濠状遺構SD5300からは、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡がまとまって出土しており、遺構の北側には藤原麻呂邸が推定されている。とくに近江国坂田郡上坂(田)郷からの庸米荷札が六二点ほども出土しており、上坂(田)郷は麻呂の経済基盤の一つ、封戸である可能性が高い。坂田郡の封戸は、『東大寺要録』天平十九年(七三七)九月二十六日勅旨、近江国分の封戸「百五十戸」にみえ、天平宝字六年(七六二)五月一日近江国符案には「坂田郡上坂郷」とみえる(『大日本古文書(編年)』十五卷一八八頁)ことから、麻呂の没後、東大寺に施入されたらしい。

なお、上坂郷庸米荷札の一群のなかに、73と筆致、材ともよく似ており、同内容を記す木簡、京三 四九〇六がある。同文の荷

### 77 若狭国からの白米の荷札

(一七七次、第一次大極殿院西辺整地土出土。宮七 一二六四)

玉置郷伊都里 春白米  
五斗

長さ一五二mm・幅二九mm・厚さ四mm ○一型式

玉置郷から納められた春白米の荷札。玉置郷は若狭国遠敷郡玉置郷のことで、今の福井県三方上中郡若狭町の旧上中町域にあたる。春(白)米は精米した米のこと。五斗は今の二斗二升五合ほどで約三四kg。玉置郷のコザトは77の伊都里のほか、伊波里(城二二 三三頁下)、玉置里(城三一 一八頁上)、田井里(宮一 三三一)がみえる。

京に運ばれた春米は大炊寮に納められ、大炊寮から諸司の厨房に送られ、常食として役人に支給された。平城宮内の各所から春米の荷札がみつかるのは、このことと関連するとみられる。荷札は米に付けられたまま最終的に消費する場所に運ばれ、廃棄されたのであろう。畿内以外の国で都に近い、水運の利用でできる国が負担した税で、この制度や納められた春米のことを年料春米という。『延喜式』には年料春米を輸京する国が二カ国あり(民部省式下)、若狭国もその一つ。平城宮跡から出土した春米の木簡の貢進国をみると、伯耆(今の鳥取県西部)と阿波(今の徳島県)を除いたすべてが二カ国におさまる。『延喜式』にみえる輸貢国はおおむね八世紀に遡るようである。春米の荷札の多くは貢納者名を記さない。荷札の作成段階については郡段階、郡以下の段階、郡・郡以下の両段階とみる見解がある。

## 荷札の削屑

### 81 播磨国からの赤米の荷札

(二三次北、SD3035出土。宮一 二二六)

(表) 播磨国赤穂郡大原郷  
(裏) 五保泰酒虫赤米五斗

長さ一五二mm・幅二七mm・厚さ三mm ○五一型式

播磨国赤穂郡大原郷(今の兵庫県赤穂市北東部か)から納められた赤米の荷札。五斗は今の二斗二升五合ほどで、約三四kg。五保は五戸を単位とする隣保組織で、泰酒虫はその責任者。

赤米は玄米の種皮の部分に赤色系色素を含んだ米。色素成分を基準として大きく二つに分類され、一つは、籾と米粒がアントシアニン系の濃い赤紫を呈し、炊いた後もその色素が残る品種でいわゆる紫黒米、もう一つは、籾と米粒の表皮に色素があり精米すると多くは剥落する品種で、日本列島に広くみられたのは後者であるとされる。

平城宮内の赤米木簡の出土地は、大半が内裏・第二次大極殿の東方に集中しており、それらの出土遺構は溝SD2700と、造酒司推定地で検出した溝SD3035・溝SD3050・土坑SK3265である。出土地の顕著な集中は、赤米の用途および関係する官衙の配置を考える上で注目される。

### 82 播磨国からの荷札?の削屑

(二三次北、SD3035出土。宮一 二二九六)

## 播磨国赤穂

○九一 ○三九 型式

「播磨国赤穂」と記された削屑。地名を書いた削屑の多くは動

務評価に使われた考選木簡の削屑で、役人の本貫地を示す。しかし、82の場合、左肩部分が人為的に加工された形で残っている。その形状は荷札木簡によく見られる切り込みの一部とみられ、もと荷札木簡から削り取られた断片であると考えられる。そうであれば、荷札の削屑として確認できる珍しい例。

## 【木簡が見つかった遺構】

SK820(展示番号7、10、31、58)

国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七年(七四五)の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年(七四七)頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された(一七八五点(うち削屑九五二点))。

SD3035(展示番号43、81、82)

国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊龜・養老・神龜(七二七〜七二九年)の年号をもつものがまわっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮一 二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝

SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(五六八点(うち削屑三五九点))。

SD3154 (展示番号1、70) 一九六五年

平城宮東院西辺北部を北東から南西に斜行して流れる素掘りの溝。幅は約二・四m、深さは約〇・四m。西端で素掘りの南北溝SD3155に接続し南流する。木簡は四一点(うち削屑三三点)出土した。

SK3265 (展示番号16) 一九六五年

平城宮東院の西に隣接する地区で検出された廃棄土坑。推定小子門の真北に当たる。土坑の他、建物・溝・井戸が確認されているが、地区の性格は不詳。何らかの官衙域であろう。SK3265が発掘された当時は、まだ平城宮の東に張り出し部分があることは知られていなかった。木簡は九点(削屑なし)出土した。

SD4100 (展示番号4、40) 一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七七〇〜七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇〜七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

SD4750 (展示番号39、61) 長屋王家木簡 一九八八・八九九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都か

らまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD4951 (展示番号67) 一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。展示木簡が出土した小子門付近の調査(平城第三九次調査)では、木簡は二九〇点(うち削屑二二〇点)出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。

SD5100 (左京) (展示番号15、22、46、49、64)

二条大路木簡 一九八八・八九九年  
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地塀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は約三万八千点(うち削屑約三万一千点)出土した。

SE5140 (展示番号24) 一九八九年

天平元年(七二九)まで長屋王邸の一郭だった平城京左京三条二坊一坪のほぼ中央に設けられた奈良時代後半の井戸。一木くり抜き形の円形井戸で、直径は一・一m、深さは三・一m。宝龜七年(七七六)の紀年銘をもつ木簡一点(期展示24)のほか、「官厨」と書かれた墨書土器が出土している。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時期の遺構である。

SD5300 (展示番号73) 二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪



(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万四千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

**SD5785 (展示番号28)**

一九六七年

平城宮東院南面にあたる平城京左京の二条条間路の南側溝。左京二条二坊六坪の北では、三回の改修を受けており、南からSD5785、SD5786、SD5788の順に、中心を少しずつ北にずらして掘り直されている。いずれの溝からも木簡が出土しているが、SD5785からは和銅六・七年(七一三・七一四)、SD5788からは天平年間(七二九〜七四九)の年紀をもつものが、それぞれ出土している。

**SB18500 (展示番号20)**

二〇〇二年

第一次大極殿院南門の西、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された楼閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計一四一五点(うち削屑一二四七点)出土した。

**第一次大極殿院西辺整地土 (展示番号34、52、77)**

一九八六年

池SG8190の南岸、西大溝SD3825の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、次項の大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は二七一点(うち削屑六三点)出土した。

**内裏西南隅外郭整地土 (展示番号55)**

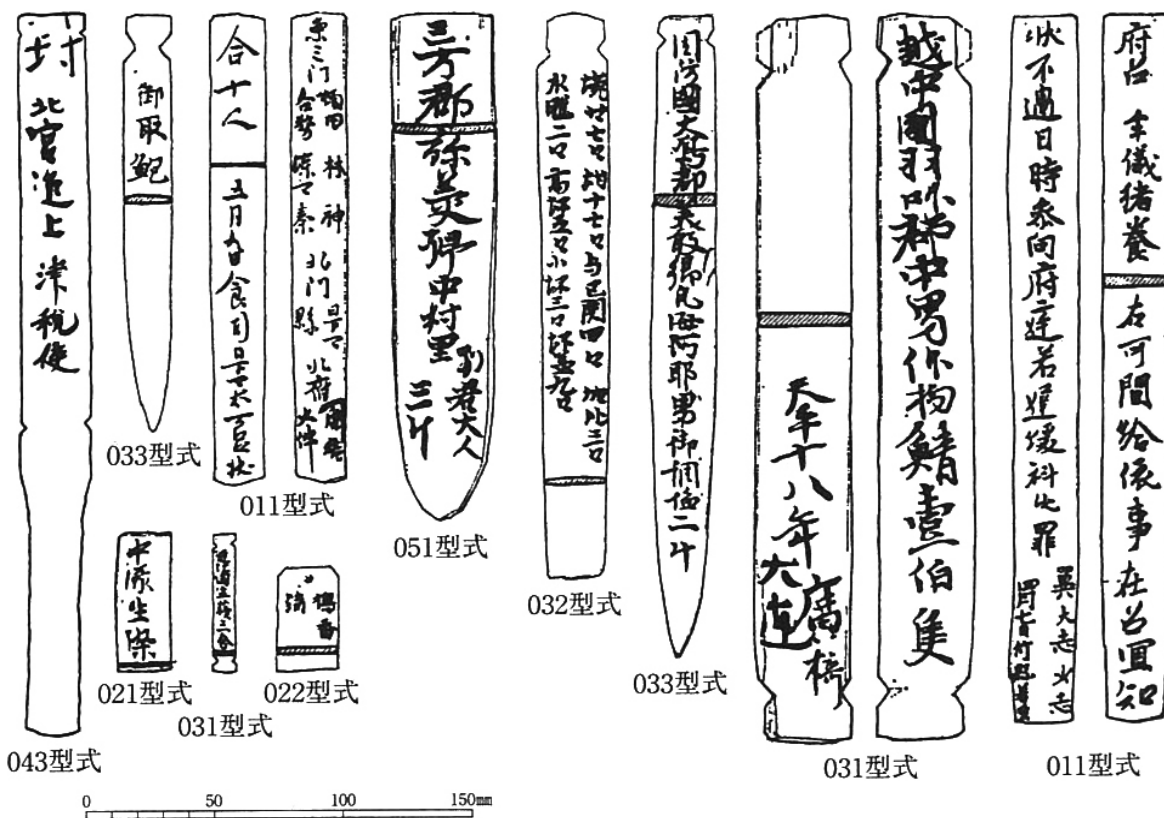
一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二二二点(うち削屑一四二点)出土した。

(奈良文化財研究所史料研究室)



平城宮および周辺木簡出土地点図〔● 木簡出土地  
● 今期展示する木簡の出土地〕



## 【木簡の型式分類とその説明】

- 〇一型式 長方形の材のもの
- 〇一五型式 長方形の材の側面に穴を穿つたもの
- 〇一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 〇二一型式 小型矩形のもの
- 〇二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 〇三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 〇三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 〇三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 〇四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 〇四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 〇五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 〇六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 〇八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 〇九一型式 削屑